

広域連携共生・対流等対策交付金実施要綱

平成19年4月2日付け18農振第2119号
最終改正 平成22年4月1日付け21農振第2342号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

都市住民の「農」ある暮らし、二地域居住など田舎暮らしに対する願望が相当程度あることが世論調査等で明らかになっており、特に団塊世代や若い世代でその傾向が強く、これらの願望の実現は、若者や団塊世代の再チャレンジや第2の人生の充実の観点からも重要である。

都市住民のニーズを実現し、都市と農村の共生・対流や都市農業の振興等を一層推進するためには、農村部主体の取組だけではなく、都市と農村が連携して共通の目標を達成するための協働や都市農地を保全していくための取組が必要であり、こうした取組を推進していくためには、一部のNPOや自治体などで行われている取組を全国的に拡大していくことや都市住民への情報提供等が有効である。

このようなことから、都市と農村が広域で連携し共生・対流を推進する先導的取組、都市部の商店街や大学、環境団体、病院等と農山漁村が連携して実施する協働の取組、都市と農山漁村との間の交流を通じた新たなビジネスを推進する取組、都市農業の振興のための取組などについて、公募方式で国が直接採択する仕組みにより総合的に支援することにより、農村の活性化や若者、団塊世代の再チャレンジ等に資するものである。

第2 事業内容等

広域連携共生・対流等対策交付金（以下「共生・対流等交付金」という。）は、都道府県域を越えた広域での都市と農山漁村の共生・対流の推進、都市部の商店街や大学、環境団体、病院等と農山漁村との連携による協働の取組の推進、都市と農村との間の交流を通じた新たなビジネスの推進及び都市農業の振興を図ることを目的として、国が直接支援するものであり、その事業内容、事業実施主体及び交付金の交付を受けるための採択要件等は別表に定めるものとする。

第3 事業の公募

共生・対流等交付金で実施する各事業は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める公募要領により企画案、事業計画案を公募し選定する。

第4 事業実施期間

共生・対流等交付金で実施する各事業の実施期間は、原則として3年間とする。

第5 助成

国は、毎年度の予算の範囲内で共生・対流等交付金で実施する事業において、必要となる経費について、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体に対し助成する。

第6 事業実施の手続

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成して、地方農政局長等（事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合、農村振興局長が直接取り扱うことが効率的かつ効果的であるとして農村振興局長が認める場合並びに別表の1の(1)のア及びイ並びに(3)のイに掲げる事業については農村振興局長、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の場合にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 地方農政局長等は、承認を行った事業実施計画について取りまとめ、これを農村振興局長に報告するものとする。
- 3 農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1及び2に準じて行うものとする。
- 4 毎年度の実施手続
 - (1) 事業実施主体は、毎年度、農村振興局長が別に定めるところにより、年度別事業実施計画を作成し、これを地方農政局長等に提出するものとする。
 - (2) 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された年度別事業実施計画について取りまとめ、これを農村振興局長に報告するものとする。

第7 完了報告

事業実施主体は、事業実施計画に基づくすべての事業が完了したときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

第8 事業の評価

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、目標年度までの毎年度、事業実施計画に定められた目標の達成状況について評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業実施主体から報告された事業評価について、その内容を評価し、その結果を農村振興局長が別に定めるところにより、農村振興局長に報告するとともに公表するものとする。
- 3 農村振興局長は、2の規定により報告を受けたときは、その結果をとりまとめ、翌年度の共生・対流等交付金の適正な執行に配慮するものとする。
- 4 事業実施主体は、1の事業の評価の結果、目標が達成されていない場合については、その要因及び目標達成に向けた方策等を内容とする改善計画を作成し、こ

れを地方農政局長等に提出するものとする。

- 5 4の規定により報告を受けた地方農政局長等は、特に目標達成が見込まれない事業実施主体に対して、重点的な指導、助言等を行うとともにその結果について公表するものとする。

第9 指導推進等

- 1 国は、農林水産省本省及び地方農政局並びに内閣府沖縄総合事務局における推進指導体制を整備するとともに、関係部局、試験研究機関等が連携して、共生・対流等交付金で実施する事業の実施についての指導推進に当たるものとする。
- 2 国は、共生・対流等交付金に係る施策の適正な執行を確保するため、関係者以外の者の意見を聴取するものとする。

第10 他事業との連携

共生・対流等交付金で実施する事業は、その円滑かつ効果的な事業の推進を図る観点から、次に掲げる事業との連携に留意の上実施するものとする。

- 1 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による事業
- 2 消費・安全対策交付金のうち教育ファームの取組の支援
- 3 子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金
- 4 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業

第11 委任

共生・対流等交付金で実施する事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

別表

事業内容	事業実施主体	要件	交付率
<p>1 広域連携共生・対流等推進交付金</p> <p>(1) 広域連携支援事業</p> <p>ア 都会の若者の長期農業等ボランティア活動の全国的な拡大</p> <p>イ 農村の空き家を活用した滞在型の農業体験から期間就農までの地域システムのモデル構築及び全国的普及</p> <p>ウ 都道府県域を越えた都市と農村の交流を活性化させる先導的な取組であって、事業完了後に自立的継続的な取組</p> <p>(2) 府省連携等促進事業</p> <p>ア 都市部の商店街等と農山漁村を結んで展開する多面的連携を促進する取組</p> <p>イ 大学、環境団体、病院等と農山漁村との連携による新たな協働を促進する取組</p> <p>(3) 都市農業振興促進事業</p> <p>ア 都市農業の振興及び都市農地保全のためのモデル的取組</p> <p>イ 体験農園を通じた団塊世代の農的暮らし等の全国的な拡大</p> <p>ウ 都市部において都市の空闲地を活用した市民農園開設を促進する取組</p> <p>エ ITを活用して利用者に農園の状況等を情報発信するタイプの市民農園開設を促進する取組</p>	<p>本事業の事業実施主体は、以下に掲げる団体のうち、農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により応募したものの中から選定された団体とする。</p> <p>農業協同組合 農業協同組合連合会 森林組合 森林組合連合会 生産森林組合 漁業協同組合 漁業協同組合連合会 漁業生産組合 全国農業会議所 都道府県農業会議 農業委員会 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう） 農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう） NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条2項に規定する法人をいう）</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 都市と農村の共生・対流等を推進するための目標が、適正に設定されていること</p> <p>(2) その他、農村振興局長が別に定める承認基準に適合すること</p>	<p>定額</p>
<p>2 広域連携共生・対流等整備交付金</p> <p>(1) 都道府県域を越えた広域的な連携の先導的取組の実現並びに都市と農村との間の交流環境の整備及び当該交流を通じたアグリビジネスの推進に必要な施設等の整備</p> <p>ア 都市農村交流施設</p> <p>(ア) 都市農村交流促進施設</p> <p>(イ) 市民農園</p> <p>(ウ) 廃校・廃屋改修交流施設</p>	<p>（この欄は1の欄と重複するため省略）</p>	<p>（この欄は1の欄と重複するため省略）</p>	<p>（この欄は1の欄と重複するため省略）</p>

<p>(エ) 水辺修景・景観保全施設</p> <p>イ 交流環境・アグリビジネス施設</p> <p>(ア) 食材供給施設</p> <p>(イ) 農林水産物処理加工施設</p> <p>(ウ) 地域資源循環活用施設</p> <p>(エ) 子供等自然環境知識習得施設</p> <p>(オ) 高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設</p> <p>ウ 交流等促進関連施設</p> <p>(ア) 集落道</p> <p>(イ) 簡易給水施設</p> <p>(ウ) 簡易排水施設</p> <p>(2) 都市部での農業振興に必要な施設等の整備</p> <p>ア 都市交流基盤整備</p> <p>(ア) 土地基盤整備</p> <p>(イ) 農村生活環境基盤整備</p> <p>(ウ) 農村交流基盤整備</p> <p>イ 都市農業共生・対流推進条件整備</p> <p>(ア) 簡易な基盤整備</p> <p>(イ) ふれあい・交流施設整備</p> <p>(ウ) 防災設備整備</p> <p>(エ) 都市農地保全整備</p> <p>(オ) 市民農園等整備</p> <p>(カ) 援農ボランティア養成施設</p> <p>ウ 都市農業維持保全条件整備</p> <p>エ 都市農業水辺環境整備</p> <p>(3) 特認事業</p> <p>都道府県域を越えた広域的な連携の先導的取組等を実現する上で必要不可欠であると地方農政局長等が認めるものに限る。</p> <p>(4) 施設等整備附帯事業</p> <p>計画内容を効率的かつ効果的に実施するために必要な関係者の内発的取組及び合意形成を図るための企画・調整・調査等の活動</p>	<p>一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>土地改良区</p> <p>土地改良事業団体連合会</p> <p>農山漁村等の住民の組織する団体</p> <p>地方公共団体等が出資する団体</p> <p>商工会</p> <p>商工会連合会</p> <p>商工会議所</p> <p>P F I 事業者（事業内容欄の2に限る）</p> <p>受入地域協議会</p> <p>特認団体</p>		<p>定額 (2分の1以内)</p>
--	--	--	------------------------